

税と他の公金を一体的に徴収する組織の状況

		組織の状況 ※						取扱っているもの							その他
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	組織名	人数	国保税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上水道料金	下水道料金	学校給食費	公営住宅家賃	
1	千葉市			○				○	○	○		○			保育料
2	銚子市		○			債権管理室	11	○	○	○		○			保育料、下水道受益者負担金
3	市川市				○										
4	船橋市	○				債権管理課	45	○	○	○		○	○	○	公立保育所使用料・児童育成料・学校給食費・奨学金返還金等
5	館山市			○					○	○					
6	木更津市			○					○	○		○		○	
7	松戸市	○				債権管理課	26	○	○	○		○			保育料
8	野田市			○				○	○	○					
9	茂原市				○										
10	成田市		○			債権回収対策室	5		○	○		○	○		下水道受益者負担金、保育料、その他非強制徴収債権と私債権の一部
11	佐倉市	○				債権管理課	21		○	○					保育料
12	東金市		○			滞納整理係	8		○	○					
13	旭市				○										
14	習志野市	○				債権管理課	7	○	○	○			○	○	市の保有するすべての金銭債権(保育料、返還金等)
15	柏市	○				債権管理課	6	○	○	○			○	○	保育料、生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当返還金、こどもルーム保育料、介護給付金、訓練等給付費等返還金、被保険者返納金
16	勝浦市			○					○	○					
17	市原市	○				債権管理課	27	○	○						
18	流山市		○			債権回収対策室	4	○	○	○					保育料・下水道受益者負担金
19	八千代市		○			債権管理室	4	○	○	○					保育園保育料
20	我孫子市		○			債権回収室	3		○	○		○			国民健康保険税・保育園保育料・下水道受益者負担金・土地区画整理事業清算金・生活保護法第77条の2第1項の規定による徴収金及び同法第78条第1項から第3項までの規定による徴収金(平成26年7月1日以後に支弁した費用に係るものに限る。)
21	鴨川市				○										
22	鎌ヶ谷市				○										
23	君津市			○					○	○					保育料
24	富津市			○					○	○					
25	浦安市				○										
26	四街道市		○			債権回収室	3		○	○					国民健康保険税、保育料
27	袖ヶ浦市				○										
28	八街市				○										
29	印西市		○			債権回収対策室	10		○	○					国民健康保険税・保育園保育料
30	白井市			○					○	○		○			保育料
31	富里市				○										
32	南房総市			○				○							
33	匝瑳市			○					○	○					
34	香取市			○					○	○		○	○	○	保育料・行政代執行費用
35	山武市				○										
36	いすみ市			○					○	○					
37	大網白里市			○					○	○					生活保護返還金・保育料
38	酒々井町				○										
39	栄町			○					○	○					
40	神崎町				○										
41	多古町			○					○						
42	東庄町			○					○	○					
43	九十九里町				○										
44	芝山町				○										
45	横芝光町				○										
46	一宮町				○										
47	睦沢町				○										
48	長生村				○										
49	白子町				○										
50	長柄町				○										
51	長南町				○										
52	大多喜町				○										
53	御宿町				○										
54	鋸南町			○				○	○	○					
市計		6	8	13	10		180								
町村計		0	0	4	13		0								
県計		6	8	17	23		180								

※「組織の状況」区分

- (ア) 債権回収を一元的に行う課を設置している。
- (イ) 債権回収を一元的に行う課は設置していないが、室・班・係を設置している。
- (ウ) 収税担当課において、税以外の徴収を行っている。
- (エ) 他の公金との一体的な徴収は行っていない。

※この表で国保税は、他の公金としていない。

※南房総市は、合併前の団体が賦課した国保税の滞納繰越分を取り扱っている。